

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容		上下水道局の保有する公文書の公開・非公開の決定	
根拠法令及び条項		那覇市情報公開条例施行規程及び 那覇市情報公開条例第12条第1項及び第2項	
審査基準	☒ 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) ☐ 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 ☒ する ☐ しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市情報公開条例第7条第1項、第8条、第10条第1項 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	昭和63年4月1日	審査基準 最終変更年月日	平成26年7月1日
標準処理期間	☒ 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間((請求があった日の翌日から起算して14日以内) ☐ 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	昭和63年4月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	上下水道局 総務課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

(公文書の公開義務)

第 7 条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)により、明らかに守秘義務が課されている情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が次に掲げる者(以下「公務員等」という。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該氏名を公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)

(ア) 国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項の国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 2 項の特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)

(イ) 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項の独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員

(ウ) 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条の地方公務員

(エ) 地方独立行政法人の役員及び職員

エ ウに掲げる者のほか、当該個人が次に掲げる機関の会議において意見の表明又は説明を行った場合において、当該情報が当該意見の表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見の表明又は説明の内容に係る部分(当該氏

名を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該意見の表明又は説明の内容に係る部分)

(ア) 行政委員会(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条の 5 第 1 項の委員会及び委員並びに同条第 3 項の委員会をいう。以下同じ。)

(イ) 附属機関(地方自治法第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 14 条の規定により設置する附属機関をいう。以下同じ。)

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は個人に著しい不利益を与えることが明らかであるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報

イ 市民の生活に影響を及ぼす法人等又は個人の違法又は著しく不当な行為に関する情報

(4) 行政執行に関する情報であって、次に掲げるもの

ア 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人(以下この号及び第 15 条において「国等」という。)の機関との間における審議、検討、調査等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

イ 公にすることにより、市の機関又は国等の機関が行う監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの

ウ 公にすることにより、市の機関又は国等の機関が行う契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの

エ 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められるもの

オ その他市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすことが明らかなもの

(部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合(当該非公開情報が記録されている部分を区分して除くことが困難である場合を除く。)は、公開請求者に対し、当該非公開情報が記録されている部分を除いた部分につき公開しなければならない。

2 公開請求に係る公文書に前条第1項第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書の存否を答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。